

○北海道警察職員の高齢者部分休業に関する訓令

北海道警察本部訓令第18号

平成17年4月1日

改正 平成21年3月31日警察本部訓令第10号、令和3年3月25日第13号

北海道警察職員の高齢者部分休業に関する訓令を次のように定める。

北海道警察職員の高齢者部分休業に関する訓令

(趣旨)

第1条 職員の高齢者部分休業については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(高齢者部分休業の承認の申請)

第2条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業(以下「高齢者部分休業」という。)の承認を受けようとする職員は、高齢者部分休業承認申請書(別記第1号様式)を所属長を経由して北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)に提出しなければならない。

2 警察本部長は、前項の規定による提出があった場合において、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該提出をした職員に対して、必要な証明書類の提出を求めることができる。

(高齢者部分休業時間の延長の申出)

第3条 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第5号)第6条の休業時間の延長の申出をしようとする職員は、高齢者部分休業時間延長申請書(別記第2号様式)を所属長を経由して警察本部長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年警察本部訓令第10号)抄

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年警察本部訓令第13号)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道警察職員の育児休業等に関する訓令、第2条の規定による改正前の北海道警察職員の修学部分休業に関する訓令、第3条の規定による改正前の北海道警察職員の高齢者部分休業に関する訓令、第4条の規定による改正前の北海道警察職員の自己啓発等休業に関する訓令及び第5条の規定による改正前の北海道警察職員の配偶者同行休業に関する訓令の規定に基づき作成された様式用紙は、この訓

令の施行後も、なお当分の間これを使用することができる。

※ 別記様式省略